

子ども・子育て支援法附則第6条の規定による 私立保育所に対する委託費の経理等について

- 1 委託費の使途範囲
- 2 賃金改善要件分等の取扱い
- 3 前期末支払資金残高の取扱い
- 4 委託費の管理・運用
- 5 委託費の経理に係る指導監督
- 6 措置費等の取扱い
- 7 平成26年度末時点において生じた繰越金等の取扱い
- 8 その他

※1(4)(5)(6)について補足

新規開設園については、取扱通知に定められているとおり、1年間資金計画を着実に履行している場合に、2年目から弾力運用が可能となりますので御留意ください。

令和8年6月5日
川崎市こども未来局

1 委託費の使途範囲

※下線部分は運営編・処遇編で既に監査基準となっており、点線部分は会計編で監査基準(着眼点)となるもの。

(1) 委託費の経費区分

経費区分	経費内訳
<u>人件費</u>	保育所に属する職員の給与、賃金等保育所運営における職員の処遇に必要な一切の経費
<u>管理費</u>	物件費・旅費等保育所の運営に必要な一切の経費(賃借料加算の認定を受けている場合等は、建物に係る賃借料等を含む)
<u>事業費</u>	保育所入所児童の処遇に直接必要な一切の経費

(2) 経費区分間の運用

下表の要件をすべてを満たす場合は経費区分間の運用が可能

委託費の適正執行の基本要件

- ①市の児童福祉施設設備運営基準条例が遵守されていること。
- ②委託費の交付基準及びそれに関する通知上の職員配置が遵守されていること。
- ③給与規程が整備され、それにより適正な給与水準が維持されていること。
- ④給食に必要な栄養量等、日常生活に必要な諸経費が確保されていること。
- ⑤保育所保育指針を踏まえた保育が行われ、必要な設備が整備されていること。
- ⑥施設長、職員その他、理事長等も研修会に参加するなど資質向上に努めていること。
- ⑦その他保育事業以外も含め、法人運営上、問題となる事由がないこと。

(3) 積立資産への積立て

(2)の①～⑦の要件を満たす場合には、下表の積立資産への積立てが可能

積立資産の種別	積立資産の内容
人件費積立資産	人件費の類に属する経費にかかる積立資産
修繕積立資産	建物及び付属設備又は機械器具等の修繕に要する費用にかかる積立資産
備品等購入積立資産	業務省略化機器等、施設運営上効果のある物品を購入するための積立資産

注) 上記積立資産の目的外使用時には、事前に所管課への協議が必要。

(4) 同一の設置者が設置する保育所等への経費充当 (ただし、処遇改善等加算の基礎分に限る)

延長、一時、乳児3人以上受入等の何れかを実施する施設で、(2)の①～⑦の要件を満たす場合には、上記(2)(3)の運用に加え、処遇改善等加算の区分1「基礎分」(以下、「改善基礎分」という)の範囲で、下表の経費への充当が可能

(4)における充当可能経費

- ① 保育所等の建物、設備の整備、修繕等に要する経費
- ② 保育所等の土地又は建物の賃借料
- ③ 以上の経費に係る借入金(利息分を含む)の償還又は積立支出(会計処理に注意)。
- ④ 保育所等を経営する事業に係る租税公課。 ※(3)の積立とは内容が異なることに注意

注) 上記③による積立資産の他施設への充当は、事前に所管課への協議が必要。

(5)の前段

同一の設置者が運営する子育て支援事業及び社会福祉施設等への経費充当(ただし、処遇改善等加算の基礎分に限る)

(4)の要件を満たした上で、下表1の①～③の要件を満たす場合には、処遇改善等加算の改善基礎分の範囲で、下表2の事業及び施設等の経費への充当が可能

下表1 保育サービスの質の向上に関する要件

- ①社福会計による「資金収支計算書」「事業区分資金収支内訳表」「拠点区分資金収支計算書」「同明細書」、学法会計による「資金収支計算書」「同内訳表」、企業会計による「損益計算書」「貸借対照表」、その他会計によるこれらに相当する財務諸表が施設に備付、閲覧に供されていること。
- ②毎年度、第三者評価を受けるか、入所者等に対して苦情解決の仕組みを周知し、第三者委員を設置して適切に対応するとともに、苦情内容と解決結果を公表していること。
- ③キャリアパス要件及び賃金改善要件のいずれも満たしていること。

下表2 (5)の前段における充当可能経費

子育て支援事業の充当可能経費	社会福祉施設等の充当可能経費
① <u>子育て支援施設の建物、設備の整備、修繕、土地取得に要する経費</u>	① <u>社会福祉施設等の建物、設備の整備、修繕、土地取得等に要する経費</u>
② <u>以上の経費に係る借入金(利息分を含む)の償還又は積立支出</u>	② <u>社会福祉施設等の土地又は建物の賃借料</u>
	③ <u>以上の経費に係る借入金(利息分を含む)の償還又は積立支出。</u>
	④ <u>社会福祉施設等を経営する事業に係る租税公課。</u>

※(5)の運用から「土地取得に要する経費」への充当が可能となることに注意

(5)の後段

同一の設置者が設置・実施する保育所・子育て支援事業への経費充当(ただし、委託費の3か月分=12か月分の1/4に限る)

(5)の前段と同じ要件を満たす場合には、委託費の3か月分(12か月分の1/4)の範囲で、下表の施設及び事業の経費への充当が可能

(5)の後段における充当可能経費

保育所等の充当可能経費	子育て支援事業の充当可能経費
<p>①保育所等の建物、設備の整備、修繕、土地取得等に要する経費</p> <p>②保育所等の土地又は建物の賃借料</p> <p>③以上の経費に係る借入金(利息分を含む)の償還。</p> <p>④保育所等を経営する事業に係る租税公課。</p> <p>※(5)の後段の保育所等における運用中には、施設整備等に係る積立支出が充当可能経費に含まれていないことに注意</p>	<p>①子育て支援施設の建物、設備の整備、修繕、土地取得に要する経費</p> <p>②以上の経費に係る借入金(利息分を含む)の償還又は積立支出</p>

(6) 更なる積立資産への積立て

(5)の要件を満たす場合には、下表の更なる積立資産への積立てが可能

積立資産の種別	積立資産の内容
人件費積立資産	—
保育所施設・設備整備積立資産	建物・設備等の整備・修繕、業務省略化機器等物品の購入、増改築に伴う土地取得に要する費用に係る積立資産

注) 上記による積立資産の目的外使用は、事前に所管課への協議(社福・学法の場合は理事会承認)が必要。⁵

2 賃金改善分等の取扱い

処遇改善等加算の賃金改善分については、同一の事業者内の複数の施設・事業所間で配分が可能とされており、その取扱いは「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」に定めるところによる。

また、とされている点にも留意する当該通知では「区分1に係る加算額は、職員の賃金の勤続年数等を基準として行う昇給等に適切に充てること」。

3 前期末支払資金残高の取扱い

(1) 前期末支払資金残高の取崩し

前期末支払資金残高の取崩しには、事前に所管課への協議が必要。ただし、自然災害等止むを得ない場合又は取崩額がその取崩しを必要とする施設の事業活動収入(予算額)の3%以下である場合は、協議不要。

(2) 前期末支払資金残高の他経理区分への経費充当

1の(5)の要件を満たす場合には、事前に所管課(社福・学法の場合は理事会)の承認を得た上で、当該施設の人件費、光熱水料等通常経費の不足分を補填できるほか、当該施設の運営に支障が生じない範囲で、下表の経費への充当が可能。

前期末支払資金残高の他経理区分の充当可能経費

- ① 当該保育所を設置する法人本部の運営に要する経費
- ② 同一の設置者が運営する第1種・第2種社会福祉事業及び子育て支援事業の運営、施設設備の整備等に要する経費
- ③ 同一の設置者が運営する公益事業(子育て支援事業を除く)の運営、施設設備の整備等に要する経費

※なお、当期末支払資金残高は、当該年度の委託費収入の30%以下の保有とすること。

(3) 企業会計による場合の前期末支払資金残高の取扱い

企業会計による場合の支払資金は、貸借対照表の流動資産と流動負債とし、その残高は、流動資産と流動負債の差額とする。ただし、1年基準により固定資産又は固定負債から振替えられた流動資産・流動負債、引当金及び棚卸資産（貯蔵品は除く）は除く。

また、当期末支払資金残高から前期末支払資金残高を差し引いた額が、当期資金収支差額合計になること。

4 委託費の管理・運用

(1) 委託費の管理・運用

委託費の管理・運用については、銀行、郵便局等への預貯金等安全確実でかつ換金性の高い方法によること。

(2) 委託費の貸付制限

委託費の同一法人内における各施設拠点区分、本部拠点区分又は収益事業等の事業区分への資金貸付は、当該法人の経営上やむを得ない場合に、当該年度内に限って認められるものであること。

なお、上記区分以外への貸付は一切認められないこと。

5 委託費の経理に係る指導監督

(1) 提出された計算書等及び現況報告書の審査確認

設置者から提出された計算書等及び現況報告書については、以下により、厳正に審査確認を行うこと。

- 各事業区分、拠点区分ごとの審査のほか、各事業区分、拠点区分間及び経年の整合性についても審査を徹底すること。
- なお、1の(2)の①～⑦の要件が充足されているかも併せて確認すること。

(2) 収支計算分析表の提出及び経理通知の遵守状況

設置者から提出された計算書等が下表のいずれかに該当する場合には、収支計算分析表の提出を求め、前述の1～4に示された事項の遵守状況を確認すること。

収支計算分析表の提出が必要となる場合

- ①1の(4)による同一の設置者が設置する保育所等への経費充当額が改善基礎分を超えている場合
- ②1の(5)の前段による同一の設置者が運営する子育て支援事業等への経費充当額が改善基礎分を超え、又は、同後段による同一の設置者が設置等する保育所等への経費充当額が委託費の3か月分を超えている場合
- ③保育所に係る拠点区分から、前述の1～4に定める以外の支出が行われている場合
- ④委託費に係る当該会計年度の各種積立資産への積立支出及び当期資金収支差額合計が、当該拠点区分の事業活動収入決算額の5%相当を上回る場合

(3) 1～4に定める以外の支出に対する処遇改善等加算の基礎分全額の加算停止措置

(2)の結果、前述の1～4に定める以外の支出が行われていた場合には、4月～翌年3月の間で市が適当と認める間の改善基礎分全額について、加算を停止すること。

なお、加算停止施設であっても、1の(4)の要件を満たす場合には、処遇改善等加算の基礎分が加算されたものと仮定して、同一の設置者が設置する保育所等への経費充当を行って差し支えないこと。

(4) 入所児童の処遇等に不適切事由が認められる場合の措置

入所児童の処遇等に不適切な事由が認められ、改善計画を徴するも、改善措置が講じられない場合は、それまでの間で市が必要と認める期間、改善基礎分の管理費相当分若しくは人件費相当分又はその両者を減ずること。ただし、遡及適用は行わないこと。

(5) 入所児童の処遇に影響を及ぼす悪質ケースに対する措置

入所児童の処遇に影響を及ぼすような悪質なケースの場合には、新規入所児童の委託の停止、既入所児童に対する施設の変更の勧奨、事業の停止、施設認可の取消等についても検討すること。

また、事案の内容に応じて、当該不祥事の関係者のほか、設置主体の責任者、施設管理者等の責任を明確にし、関係者の氏名の公表等も検討すること。

6 措置費等の取扱い

私立保育所が児童福祉法第24条第5項又は第6項に基づく措置の費用等の支弁を受けた場合には、保護者から徴収する利用者負担と合わせて、運営費に含めて本通知の適用を受けるものであること。

7 平成26年度末時点において生じた繰越金等の取扱い

平成26年度末時点で私立保育所として運営していた施設で、平成27年度以降も引き続き私立保育所として運営する施設における平成26年度末時点の保育所運営費を財源とした各種積立資産及び支払資金残高については、平成27年度以降、本通知に基づく運用を行うこと。

8 その他

本通知中に示した用途等に係る取扱いは、委託費について適用されるものであり、委託費以外の収入については適用されないものであること。

なお、委託費以外の収入のうち、国庫補助事業に基づく補助金等については、その事業に応じ、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律その他の関係法令及び当該事業の補助要綱等に示された要件の適用があるものであること。